

通達甲（総. 企. 被管）第6号

平成24年3月30日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供要領の制定について

〔沿革〕 平成29年 3月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第6号
29年10月 同（副監. 刑. 総. 指1）第17号
30年 9月 同（生. 総. ス規1）第5号
令和 元年 6月 同（副監. 総. 文. 審）第25号
3年 3月 同（副監. 総. 企. 調）第9号
5年 7月 同（副監. 総. 企. 管）第22号
6年 3月 同（総. 企. 被管）第5号改正

このたび、別添のとおり、犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供要領を制定し、平成24年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

犯罪被害者等は、犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となる場合がある。そのような犯罪被害者等に対し、犯罪被害直後において一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供することで、その精神的及び経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

別添

犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 犯罪被害者等とは、犯罪被害者及びその親族等（配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の親族、同居している親族及び生計を共にしている親族をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 公的施設とは、東京都児童相談センター、東京都女性相談支援センター、児童及び女性の一時保護を目的として東京都が委託している民間施設等をいう。
- 3 宿泊施設とは、犯罪被害者等に対し一時的に提供するホテル等の宿泊施設をいう。
- 4 会計責任者とは、警察署にあっては会計課長（会計課長が置かれていない場合には、会計事務を担当する課長代理及び係員のうち最上位の職にある者）を、警察署以外の所属にあっては会計事務を担当する課長代理（課長代理が置かれていない場合には、係長又はこれに相当する者）をいう。

第3 対象事件

公費による宿泊施設の提供（以下「宿泊施設の提供」という。）の対象となる事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる罪に該当するものとする。

- 1 現住建造物等放火罪（刑法（明治40年法律第45号）第108条の罪）
- 2 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- 3 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- 4 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- 5 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- 6 殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。）
- 7 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、犯罪被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- 8 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

- 9 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- 10 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- 11 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- 12 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- 13 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- 14 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- 15 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- 16 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- 17 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- 18 その他、社会的反響、事件の規模、犯罪被害者の状態等を勘案し、前1から17までに掲げる罪と同様に取り扱う必要があると所属長が認めたもの

第4 提供要件

1 犯罪被害者

対象事件の犯罪被害者に対し、次の(1)から(4)までの要件を全て満たす場合は、宿泊施設の提供を行うことができる。

- (1) 犯罪被害に起因して、従前の住居に帰宅し、又は居住することが困難となり、宿泊施設の提供を受けることを希望するとき。
- (2) 東京都内において犯罪被害を受け、その犯罪被害について警察への届出をしているなど、被害状況等について確認ができるとき。
- (3) 従前の住居以外の居住場所（公的施設、親族宅、知人宅等を含む。以下同じ。）を確保することができず、宿泊施設の提供が必要であると認められるとき。
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当すると認められるとき。

ア 従前の住居が被害現場となった場合で、当該住居に引き続き居住することで、犯罪被害者に精神的負担を与えるおそれがあるとき。

イ 従前の住居が被害現場となった場合で、当該住居の破壊、焼損若しくは汚損又は捜査活動の進捗状況等により、犯罪被害者が住居に帰宅し、又は居住することが物理的に困難であるとき。

ウ その他、事件の内容、犯罪被害者の置かれた立場、心情等を考慮し、真にやむを得ない理由により、宿泊施設の提供が必要であると認められるとき。

2 親族等

- (1) 犯罪被害者が前1の要件を全て満たす場合であって、事件の内容、親族等の立場、心情等を考慮し、その親族等に対しても宿泊施設の提供が必要であると認められるときは、当該親族等に対し、宿泊施設の提供を行うことができる。
- (2) 対象事件の犯罪被害により死亡した犯罪被害者の親族等については、前1の規定を準用して宿泊施設の提供を行うことができる。

第5 提供除外事由

犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供を行うまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、宿泊施設の提供は行わないものとする。ただし、提供を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときを除く。

- 1 犯罪被害者と被疑者との間に、親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係を含む。）、交遊関係等が認められるとき。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が発せられているとき又はこれに準ずる事情があるときを除く。
- 2 犯罪被害者に犯罪行為を教唆し、^{ほう}助し、又は誘発する行為があるとき。
- 3 犯罪被害者に犯罪行為に関連する不正な行為又は犯罪被害を受ける原因となった不注意若しくは不適切な行為があるとき。
- 4 犯罪被害者が犯罪被害を容認していたとき。
- 5 犯罪被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に現に属しているとき又は属していたとき。
- 6 犯罪被害者が、犯罪被害を受けた事件又は関連する他の事件において被疑者と認められるとき。
- 7 被疑者又はその関係者等から宿泊施設の提供又はその費用の支払を受けたとき。
- 8 他の法令に基づく公的給付があるとき。
- 9 犯罪被害者が自費による支出を希望するとき。
- 10 警察への届出前に宿泊施設又は居住場所を確保しているとき。
- 11 犯罪被害者の年齢、精神状態等を考慮し、単独で宿泊施設に宿泊させることが好ましくないと認められるとき。
- 12 その他、犯罪被害者等に支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

第6 提供期間

原則として1人につき3泊4日を限度とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、これを延長することができる。

第7 負担金額

提供する宿泊施設の額は、1人1泊につき11,000円を限度とし、宿泊費のみとする。

なお、犯罪被害者等が個人的に依頼して提供を受けるサービス、飲食等に係る費用等については、犯罪被害者等の負担とする。

第8 提供の認定者

犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供の認定を行う者（以下「認定者」という。）は、次のとおりとする。

1 警察署（島部警察署を除く。）

対象事件を主管する課（以下「主管課」という。）の長とする。ただし、主管課の長が不在の場合は主管課の課長代理とし、主管課の長及び課長代理が不在の場合は、本署当番責任者とする。

2 島部警察署

次長とする。ただし、次長が不在の場合は、対象事件を担当する係長とする。

3 警察署以外の所属

対象事件を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者（以下「担当課長代理等」という。）とする。ただし、担当課長代理等が不在の場合は、対象事件を担当する係長又はこれに相当する職にある者とする。

第9 提供の手続

1 提供の認定

対象事件を担当した職員又は対象事件の被害者支援に従事する職員（以下「担当職員」という。）は、犯罪被害者等に対して宿泊施設を提供する必要がある場合は、別記様式第1号の「宿泊施設の提供に関する事案報告書」（以下「事案報告書」という。）を作成し、認定者から宿泊施設の提供の認定を受けた上、所属長に報告するものとする。

2 宿泊施設の選定

- (1) 前1により報告を受けた所属長は、企画課長（警視庁犯罪被害者支援室被害者支援管理係経由。ただし、宿日直勤務の時間帯にあっては、企画課の当直経由。以下同じ。）

に犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供について必要な事項を電話連絡するとともに、宿泊施設の選定を依頼するものとする。

(2) 前(1)により連絡を受けた企画課長は、宿泊施設の提供の可否について確認した後、宿泊施設を選定し、所属長に電話連絡するものとする。

3 宿泊手続

前2により企画課長が宿泊施設を選定したときは、担当職員は、宿泊施設の提供を受けようとする犯罪被害者等に、別記様式第2号の「申請書」を作成させるとともに、別記様式第3号の「宿泊申込書」を作成し、企画課長から指定された宿泊施設に犯罪被害者等を同道して、宿泊手続を行うものとする。この場合において、担当職員は、宿泊申込書(その1)を宿泊施設の担当者に交付するとともに、宿泊申込書(その2)により、当該担当者の確認を受けるものとする。

4 宿泊手続の報告

担当職員は、前3の宿泊手続について申請書及び宿泊申込書(その2)により、所属長に報告するものとする。

5 精算手続

担当職員は、別記様式第4号の「宿泊確認書」を作成し、宿泊確認書(その1)を宿泊施設の担当者に交付するとともに、宿泊確認書(その2)により、当該担当者の確認を受けた上、別記様式第5号の「請求書」及び別記様式第6号の「支払金口座振替依頼書」の作成を依頼し、精算手続を行うものとする。

6 精算手続の報告

担当職員は、宿泊施設から請求書及び支払金口座依頼書の提出を受けた場合は、前5の精算手続について宿泊確認書(その2)により、所属長に報告するものとする。

7 企画課長への通知

前6により報告を受けた所属長は、会計責任者をして、事案報告書、申請書、宿泊申込書(その2)及び宿泊確認書(その2)のそれぞれの写し並びに請求書及び支払金口座振替依頼書を別記様式第7号の「送付書」により、速やかに企画課長に通知するものとする。

8 宿泊施設に対する支払

前7により通知を受けた企画課長は、書類を点検した後、口座振替払の方法により宿泊施設に対し、支払を行うものとする。

第10 運用上の留意事項

- 1 宿泊施設の提供は、真にやむを得ない理由により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して行うものであり、あくまで犯罪被害直後の緊急措置として行うものであるという趣旨を理解し、公的施設、民間犯罪被害者等支援団体等への連絡、引継ぎ等を速やかに行うなど、途切れることのない支援が行われるよう努めること。
- 2 対象事件の全ての犯罪被害者等が本制度の対象となるものではないこと、宿泊施設の都合により、やむを得ず宿泊施設の提供ができない場合があること等に留意し、犯罪被害者等に誤解を与えることのないよう言動には十分注意すること。
- 3 認定者は、認定後から宿泊手続を完了するまでの間に、前記第5の提供除外事由を認知した場合は、速やかに企画課長に連絡の上、宿泊施設の提供の手続を中止する措置を講ずるとともに、犯罪被害者等に対し宿泊施設の提供ができなくなった旨を説明すること。
- 4 担当職員は、宿泊施設の提供の期間中、常に犯罪被害者等と連絡がとれるよう、連絡先等について明らかにさせておくこと。
- 5 所属長は、犯罪被害者等に対し宿泊施設を提供をした後、やむを得ずその期間を延長すべき理由があると認められる場合には、速やかに企画課長に連絡すること。

1 年 保 存
年 月 日まで

販

所属
階級
氏名

宿泊施設の提供に関する事案報告書

項 目	内 容	
犯 罪 被 害 者	住 所	
	氏 名	
	年 齢	年 月 日生 (歳)
	電 話	(自宅) (携帯)
事 案 概 要	発 生 日 時	年 月 日 時 分頃
	発 生 場 所	
	罪 名	
	被 疑 者	
概 要	事 案 概 要	
提 供 内 容	宿 泊 者	氏名 (続柄) 氏名 (続柄) 氏名 (続柄)
	宿 泊 施 設 の 提 供 が 必 要 と 認 め た 理 由	
	宿 泊 期 間	から まで (泊 日)
	除 外 事 由 の 該 当 状 況	
	そ の 他 (宿泊施設等)	

確 認	年 月 日 宿泊施設の提供に際し、上記報告書の内容に相違ないことを確認した。 認定者 職名 氏名
-----	--

企 画 課 長 へ の 電 話 連 絡	年 月 日 (取扱者)
------------------------	-----------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

殿

申請者
住所
氏名

申 請 書

犯罪被害に伴い、宿泊施設の提供を受けることを下記のとおり申請いたします。
記

1 利用期間

年 月 日から
年 月 日まで (泊 日)

2 利用施設
施設名

3 利用者

①	続 住 職 氏 年 電	続 住 職 氏 年 電	栞 所 業 名 年 齢 話		年	月	日生 (歳)
			(自宅/携帯)				
②	続 住 職 氏 年 電	続 住 職 氏 年 電	栞 所 業 名 年 齢 話		年	月	日生 (歳)
			(自宅/携帯)				
③	続 住 職 氏 年 電	続 住 職 氏 年 電	栞 所 業 名 年 齢 話		年	月	日生 (歳)
			(自宅/携帯)				

4 注意事項

- (1) 宿泊費用の対象となるのは、素泊まり料金に限る。それ以外の食費、通信費その他のサービスに伴い発生する費用については自己負担とする。
- (2) 上記内容を変更したい場合は、事前に警察の担当者に連絡して了解を得るものとし、警察の担当者の許可なく変更した場合には、一切の料金は自己負担とする。
- (3) 利用期間中は、警察の担当者との連絡可能な状態を保持する。
- (4) 宿泊に際して必要な個人情報（住所、氏名、年齢、性別、連絡先等。ただし、犯罪被害等の情報は除く。）を宿泊施設に提供する。
- (5) 施設利用中は、当該施設の宿泊約款等に従うものとし、施設、備品等を汚損、損壊等した場合の責任は宿泊者が負うものとする。

上記注意事項について、全て同意いたします。

申請者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宿 泊 申 込 書

下記のとおり、宿泊の申込みをいたします。

記

1 利用期間

年 月 日から
年 月 日まで (泊 日)

2 利用施設

施設名

部屋番号

3 利用内容

(1) 利用者

①	住 所 氏 名 電 話	年 齢 (歳)
②	住 所 氏 名 電 話	年 齢 (歳)
③	住 所 氏 名 電 話	年 齢 (歳)

(2) 料金見積

円/泊 (1人) × 泊 × 人 = (計) 円

円/泊 (1人) × 泊 × 人 = (計) 円

円/泊 (1人) × 泊 × 人 = (計) 円

シングル ツイン その他 ()

(3) その他

到着日時 年 月 日 時 分

出発予定 年 月 日 時 分

担当者
所 属
階 級
氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宿 泊 申 込 書

下記のとおり、宿泊の申込みをいたします。

記

1 利用期間

年 月 日から
年 月 日まで (泊 日)

2 利用施設

施設名

部屋番号

3 利用内容

(1) 利用者

①	住所 氏名 電話	年齢 (歳)
②	住所 氏名 電話	年齢 (歳)
③	住所 氏名 電話	年齢 (歳)

(2) 料金見積

	円/泊 (1人) ×		泊 ×		人 = (計)		円
	円/泊 (1人) ×		泊 ×		人 = (計)		円
	円/泊 (1人) ×		泊 ×		人 = (計)		円

シングル ツイン その他 ()

(3) その他

到着日時	年	月	日	時	分
出発予定	年	月	日	時	分

担当者
所属
階級
氏名

上記内容で宿泊の申込みを了承しました。

施設名
所在地
担当者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宿 泊 確 認 書

下記のとおり、宿泊したことの確認をお願いします。
記

1 利用期間

年 月 日から
年 月 日まで (泊 日)

2 利用施設

施設名
部屋番号

3 利用内容

(1) 利用者

①	住所 氏名 電 話		年齢 (歳)
②	住所 氏名 電 話		年齢 (歳)
③	住所 氏名 電 話		年齢 (歳)

(2) 宿泊料金

_____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円
 _____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円
 _____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円

シングル ツイン その他 (_____)

(3) その他

到着日時 年 月 日 時 分
 出発予定 年 月 日 時 分

担当者
所属
階級
氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宿 泊 確 認 書

下記のとおり、宿泊したことの確認をお願いします。
記

1 利用期間

年 月 日から
年 月 日まで (泊 日)

2 利用施設

施設名
部屋番号

3 利用内容

(1) 利用者

①	住所 氏名 電話番号		年齢 (歳)
②	住所 氏名 電話番号		年齢 (歳)
③	住所 氏名 電話番号		年齢 (歳)

(2) 宿泊料金

_____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円
 _____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円
 _____ 円/泊 (1人) × _____ 泊 × _____ 人 = (計) _____ 円

シングル ツイン その他 (_____)

(3) その他

到着日時 年 月 日 時 分
 出発予定 年 月 日 時 分

担当者
 所属
 階級
 氏名

上記内容で宿泊したことに相違ありません。

施設名
 所在地
 担当者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

請 求 書

請求金額 _____ 円

(内訳)

宿泊費用	(1泊)	円×	泊×	名
	(1泊)	円×	泊×	名
	(1泊)	円×	泊×	名

ただし、被害者 _____ にかかる上記費用として請求します。

年 月 日

警 視 総 監 殿

施設名

請求者 所在地

代表者氏名

別記様式第 6 号

支払金口座振替依頼書
(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から支払われる費用は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
(連絡先電話番号 ())
氏名 ㊟

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人(カタカナ) 30文字まで				

※ 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、 2 当座、 3 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記様式第7号

通知（ ）第 号
年 月 日

企 画 課 長 殿（企. 被給）

長

送 付 書

別添のとおり、犯罪被害者等に対する宿泊施設の提供に伴う公費支出に係る関係書類を送付します。

施設名	
期 間	年 月 日～ 年 月 日

請 求 書	通
支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書	通
宿泊施設の提供に関する事案報告書（写し）	通
申 請 書（写し）	通
宿 泊 申 込 書（写し）	通
宿 泊 確 認 書（写し）	通

会 計 責 任 者	
-----------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。